「長崎県有料老人ホーム設置運営指導指針」新旧対照表

正 長崎県有料老人ホーム設置運営指導指針

1 用語の定義 略

- 一~六略
- 七 特定施設入居者生活介護等 次のイ、口及び八に掲げるサービス

- 口 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護
- 八 介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護
- 八 介護サービスを提供する有料老人ホーム 次のイ及び口に掲げる有料老人ホーム

イ略

- ロ 設置者が、介護サービス(介護保険法第40条に規定する介護給付又は同法第5 2条に規定する予防給付に係る介護サービス以外の介護サービス)を提供する有料 老人ホーム
- 2 基本的事項 略
- (1)~(3) 略
- (4)特定施設入居者生活介護<mark>等の</mark>事業者の指定を受けた有料老人ホームにあっては、本指 | (4)特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けた有料老人ホームにあっては、本指針に 針に規定することのほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する。 基準」(平成11年厚生省令第37号)、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設 備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)又は「指定介護予防サ ービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号)のうち 当該施設に該当する基準を遵守すること。

(5)略

- (6)都市計画法(昭和43年法律第100号)による開発許可又は建築許可申請が必要な 場合にあっては当該申請を行う前、開発許可対象外の場合にあっては建築基準法(昭和 25年法律第201号)に基づく建築確認の申請を行う前から、地元市町及び県と十分 な事前協議を行うこと。
- (7)~(10) 略

3~5 略

正 長崎県有料老人ホーム設置運営指導指針

1 用語の定義 略

- 一~六略
- 七 特定施設入居者生活介護等 次のイ、ロ及び八に掲げるサービス

- 口 介護保険法第8条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護
- 八 介護保険法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護
- 八 介護サービスを提供する有料老人ホーム 次のイ及び口に掲げる有料老人ホーム

- ロ 設置者が、介護サービス(介護保険法第40条に規定する介護給付又は同法第 52条に規定する予防給付に係る介護サービス以外の介護保険サービス)を提 供する有料老人ホーム
- 2 基本的事項 略
- (1)~(3) 略
 - 規定することのほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」 (平成11年厚生省令第37号)、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)又は「指定介護予防サービス 等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための 効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号)のうち当該施 設に該当する基準を遵守すること。

(5)略

(6)都市計画法(昭和43年法律第100号)による開発許可若しくは建築許可申請が必 要な場合にあっては当該申請を行う前、開発許可対象外の場合にあっては建築基準法(昭 和25年法律第201号)に基づく建築確認の申請を行う前から、地元市町及び県と十 分な事前協議を行うこと。

(7)~(10) 略

3~5 略

- 6 既存建築物等の活用の場合等の特例
- (1)既存の建築物を転用して開設される有料老人ホーム<mark>又は</mark>定員9人以下の有料老人ホームについて、建物の構造上5(9)に定める基準を満たすことが困難である場合においては、次のいずれかの基準を満たす場合、当該基準に適合することを要しない。
 - 略

イ及び口 略

ハ 次の 又は のいずれかに適合するものであること。

代替の措置(入居者が車いす等で安全かつ円滑に移動することが可能となる廊下幅を確保できない場合において、入居者の希望に応じて職員が廊下の移動を介助することなど)を講ずること等により、5(9)の基準を満たした場合と同等の効果が得られると認められるものであること。

略

二 略

- (2)知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の 各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての有料老人ホームであって、火災に 係る入居者の安全性が確保されていると認めたものについては、5(2)の規定にか かわらず、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
 - 一~二略
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、 円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を 増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- (3) 略
- 7 職員の配置、研修及び衛生管理等
- (1) 略
- (2)職員の研修
 - _ 略
 - 二 介護に直接携わる職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保 険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する 者を除く。)に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じるこ
- (3)職員の衛生管理等

- 6 既存建築物等の活用の場合等の特例
- (1)既存の建築物を転用して開設される有料老人ホーム<u>及び</u>定員9人以下の有料老人ホームについて、建物の構造上5(9)に定める基準を満たすことが困難である場合においては、次のいずれかの基準を満たす場合、当該基準に適合することを要しない。
 - 略

イ及びロ 略

ハ 次の 又は のいずれかに適合するものであること。

代替の措置(入居者が車いす等で安全かつ円滑に移動することが可能となる廊下幅を確保できない場合において、入居者の希望に応じて職員が廊下の移動を介助することなど)を講ずることと等により、5(9)の基準を満たした場合と同等の効果が得られると認められるものであること。

酹

二 略

- (2)知事が、火災予防、消化活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての有料老人ホームであって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたものについては、5(2)の規定にかかわらず、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
 - _ ~ 一 略
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、 円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を 増員すること等により、火災の際の円滑な非難が可能なものであること。
- (3) 略
- 7 職員の配置、研修及び衛生管理
- (1) 略
- (2)職員の研修

略

(3)職員の衛生管理

_ 略

三 適正なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は 優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによ り職員の就業環境が害されることを防止するため、職場におけるハラスメントの内容 及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周 知・啓発するとともに、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相 談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知する等、必要な措置を講じる こと。

また、入居者やその家族等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するなど、必要な対策を講じることが望ましい。

- 8 有料老人ホーム事業の運営
- (1)及び(2) 略
- (3)帳簿の整備

老人福祉法第29条第<u>6</u>項の規定を参考に、次の事項を記載した帳簿を作成し、 2年間保存すること。

イ略

ロ 老人福祉法第29条第<u>9</u>項に規定する前払金、利用料その他の入居者が負担 する費用の受領の記録

八略

- (4)個人情報の取り扱い
 - (2)の名簿及び(3)の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための<u>ガイダンス</u>(平成29年4月14日厚生労働省)」を遵守すること。
- (5)業務継続計画の策定等
 - イ 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、 及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」とい う。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定に あたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務 継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガ イドライン」を参照されたい。

略

- 8 有料老人ホーム事業の運営
- (1)及び(2) 略
- (3)帳簿の整備

老人福祉法第29条第<u>4</u>項の規定を参考に、次の事項を記載した帳簿を作成し、 2年間保存すること。

イ略

ロ 老人福祉法第29条第<u>7</u>項に規定する前払金、利用料その他の入居者が負担 する費用の受領の記録

八略

- (4)個人情報の取り扱い
 - (3) の名簿及び(4) の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成16年12月24日厚生労働省)」を遵守すること。

- 口 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わない ものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。
- <u>八</u> 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う ものとする。

(6)非常災害対策

- イ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。
- <u>ロ</u> イに規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

(7)衛生管理等

感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じること。

- イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置 その他の情報通信機器(以下、「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うこ とができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果 について、職員に周知徹底を図ること。なお、委員会については、感染対策の知識 を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。
- ロ 感染症及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 八 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、 机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

(8)緊急時の対応

<u>(5)から(7)に掲げるもののほか、</u>事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を立てるとともに、避難等必要な訓練を定期的に行うこと。 なお、当該計画の策定や訓練の実施にあたっては、(5)から(7)に定める計画や訓練と併せて実施することとして差し支えない。

(9)医療機関等との連携

イ及びロ 略

<u>(5)</u>緊急時の対応

事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を立てるとともに、避難等必要な訓練を定期的に行うこと。

(6)医療機関等との連携

イ及びロ 略

ハ 協力医療機関及び協力歯科医療機関との協力内容、協力医療機関及び協力歯科医療機関の診療科目、協力科目等について入居者に周知しておくこと。

二及び木 略

へ 医療機関から入居者を患者として紹介する対価として金品を受領することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を受けることにより、入居者が当該医療機関において診療を受けるように誘引してはならないこと。

(10)介護サービス事業所との関係

イ略

ロ 入居者の介護サービスの利用にあっては、設置者及び当該<u>設置</u>者と関係のある事業者など特定の事業者からのサービス提供に限定又は誘導しないこと。

八略

(11) 運営懇談会の設置等

有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を設置し、その運営に当たっては、次の事項について配慮すること。ただし、入居定員が少ないなどの理由により、運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されていることや、入居者の家族との個別の連絡体制が確保されていることなどの代替となる措置があり、かつ、当該措置が運営懇談会の代替になるものとして入居者への説明を行っている場合にあっては、この限りでない。

イ~八 略

二 運営懇談会では次に掲げる事項を定期的に報告し、説明する<u>こと。また</u>、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めること。

~ 略

9 サービス等

(1)略

一~四略

五 安否確認又は状況把握

入居者が居住部分への訪問による安否確認や状況把握を希望しない場合であって も、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービス の提供時における確認等その他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を実 施すること。 ハ 協力医療機関及び協力歯科医療機関との協力内容、協力医療機関及び協力歯科医療機関の診療科目等について入居者に周知しておくこと。

二及びホ略

へ 医療機関から入居者を患者として<mark>照会</mark>する対価として金品を受領することその他 の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を受けることにより、入居者が当該医療機関において診療を受けるように誘引してはならないこと。

(7)介護サービス事業所との関係

イ略

ロ 入居者の介護サービスの利用にあっては、設置者及び当該<u>施設</u>者と関係のある事業者など特定の事業者からのサービス提供に限定又は誘導しないこと。

八略

(8) 運営懇談会の設置等

有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の 者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会を設置し、その運営に当 たっては、次の事項について配慮すること。ただし、入居定員が少ないなどの理由に より、運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されているこ とや、入居者の家族との個別の連絡体制が確保されていることなどの代替となる措置 があり、かつ、当該措置が運営懇談会の代替になるものとして入居者への説明を行っ ている場合にあっては、この限りでない。

イ~八 略

二 運営懇談会では次に掲げる事項を定期的に報告し、説明する<u>とともに</u>、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めること。

~ 略

9 サービス等

(1)略

一~四略

五 安否確認又は状況把握

入居者<u>の安否確認又は状況把握については</u>、安全・安心の確保の観点のみならず、 プライバシーの確保について十分に考慮する必要があることから、その方法等につい ては、運営懇談会その他の機会を通じて入居者の意向の確認、意見交換等を行い、で きる限りそれを尊重したものとすること。 安否確認等の実施にあたっては、安全・安心の確保の観点のみならず、プライバシーの確保について十分に考慮する必要があることから、その方法等については、運営 懇談会その他の機会を通じて入居者の意向の確認、意見交換等を行い、できる限りそれを尊重したものとすること。

六及び七 略

八~十略

(2)及び(3) 略

(4)略

イ 略

- □ <u>虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に</u> 周知徹底を図ること。
- 八 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 二 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- ホロから二までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- △ その他同法第20条の規定に基づき、研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。

六及び七 略

八衛生管理

- イ 入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理 に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならないこと。
 - 水道法(昭和32年法律第177号)の適用されない 小規模の水道についても、 市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置 を講ずること。
 - 常に施設内外の生活環境を清潔に保つこと。
- <u>ロ</u> 当該有料老人ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。
 - 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健 所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
 - 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等 については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が 発出されているので、これに基づき、適切な措置を講ずること。
 - 定期的に、調理に従事する者の検便を行うこと。
 - 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

九~十一略

(2)及び(3) 略

(4)略

イ 略

□ 同法第20条の規定に基づき、研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。

- (5)及び(6) 略
- (7) 略

イ 身体的拘束等の適性化のための対策を検<u>討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

口及び八 略

- 10 事業収支計画
- (1) 略
- (2)資金の確保等

初期総投資額の積算に当たっては、開設に際して必要となる次に掲げる費用等を詳細に検討し積み上げて算定し、必要な資金を適切な方法で調達すること。また、資金の調達に当たっては主たる取引金融機関等を確保しておくこと。

- 一~九略
- (3) 資金収支計画及び損益計画

略

- 一~六略
- 七 前払金(入居時に老人福祉法第29条第9項に規定する前払金として一括して 受領する利用料)の償却年数は、入居者の終身にわたる居住が平均的な余命等を勘 案して想定される期間(以下「想定居住期間」という。)とすること。

八略

- (4) 略
- 1 1 利用料等
- (1)略
 - 一及び二略
 - 三 介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価(以下「サービス費用」という。) イ~八 略
 - 二 介護付有料老人ホームにおいて、手厚い職員体制又は個別的な選択による介護サービスとして介護保険外に別途費用を受領できる場合は、「特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について」(平成12年3月30日付け老企第52号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)の規定によるものに限られていることに留意すること。

- (5)及び(6) 略
- (7) 略

イ 身体的拘束等の適性化のための対策を検する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

ロ及び八 略

- 10 事業収支計画
- (1) 略
- (2)資金の確保等

初期総投資額の積算に当たっては、開設に際して必要となる次に掲げる費用を詳細 に検討し積み上げて算定し、必要な資金を適切な方法で調達すること。また、資金の調 達に当たっては主たる取引金融機関等を確保しておくこと。

- 一~九略
- (3)資金収支計画及び損益計画

略

- 一~六略
- 七 前払金(入居時に老人福祉法第29条第<u>7</u>項に規定する前払金として一括して 受領する利用料)の償却年数は、入居者の終身にわたる居住が平均的な余命等を勘 案して想定される期間(以下「想定居住期間」という。)とすること。

八略

- (4) 略
- 1 1 利用料等
- (1)略
 - 一及び二略
 - 三 介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価(以下「サービス費用」という。) イ~ハ 略
 - 二 介護付有料老人ホームにおいて、手厚い職員体制又は個別的な選択による介護サービスとして介護保険外に別途費用を受領できる場合は、「特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護保険法サービス費用について(平成12年3月30日付け老企第52号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)の規定によるものに限られていることに留意すること。

(2)略

- 略
- 二 老人福祉法第29条第9項の規定に基づき前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」(平成18年厚生労働省告示第266号)に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。なお、平成18年3月31日までに届出がされた有料老人ホームについては、保全措置の法的義務づけの経過措置期間が終了し、令和3年4月1日以降の新規入居者については、法的義務対象となることから、同様に必要な保全措置を講じなければならないこと。

三~五略

六 老人福祉法第29条第<u>10</u>項の規定に基づき、前払金を受領する場合にあっては、前払金の全部又は一部を返還する旨の契約を締結することになっていることから、その返還額については、入居契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明するとともに、前払金の返還を確実に行うこと。

十. 略

- 12 契約内容等
- (1) 略
- (2)契約内容
 - 略
 - 二 介護サービスを提供する場合に<mark>あ</mark>っては、心身の状態等に応じて介護サービスが提供される場所、介護サービスの内容、頻度及び費用負担等を入居契約書又は管理規程上明確にしておくこと。
 - 三~六略
 - <u>七</u> 入居者の債務について、個人の根保証契約を行う場合は、極度額の設定を含み民法 の規定に従うこと。
- (3)消費者契約の留意点

消費者契約法(平成12年法律第61号)第二章第二節(消費者契約の条項の無効)の規定により、事業者の損害賠償の責任を免除する条項、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項及び消費者の利益を一方的に害する条項については無効となる場合があ

(2)略

- **⊞**
- 二 老人福祉法第29条第7項の規定に基づき前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」(平成18年厚生労働省告示第266号)に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。なお、平成18年3月31日までに届出がされた有料老人ホームについては、平成30年4月1日から3年間は保全措置の法的義務付けの経過期間となっているが、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、適切な保全措置を講じるよう努めること。

三~万略

六 老人福祉法第29条第8項の規定に基づき、前払金を受領する場合にあっては、前払金の全部又は一部を返還する旨の契約を締結することになっていることから、その返還額については、入居契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明するとともに、前払金の返還を確実に行うこと。

十. 略

- 八 着工時において、相当数の者の入居が見込まれない場合については、十分な入居 者を確保し安定的な経営が見込まれるまでの間については、前払金の返還金債務に ついて銀行保証等が付されていること。
- 12 契約内容等
- (1)略
- (2)契約内容
 - 略
 - 二 介護サービスを提供する場合に<u>当た</u>っては、心身の状態等に応じて介護サービスが 提供される場所、介護サービスの内容、頻度及び費用負担等を入居契約書又は管理規 程上明確にしておくこと。
 - 三~六略

(3)消費者契約の留意点

消費者契約法(平成12年法律第61号)第二節(消費者契約の条項の無効)の規定により、事業者の損害賠償の責任を免除する条項、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項及び消費者の利益を一方的に害する条項については無効となる場合があること

ることから、入居契約書の作成においては、十分に留意すること。

(4) 重要事項の説明等

老人福祉法第29条第<u>7</u>項の規定に基づく情報の開示において、老人福祉法施行規則第20条の5第<u>16</u>号に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次の各号に掲げる基準によること。

- 一 入居契約に関する重要な事項を説明するため、別紙様式に基づき重要事項説明書を 作成するものとし、入居者に誤解を与えることがないよう必要な事項を実態に即して 正確に記載すること。なお、同様式の別添<u>1</u>「事業者が運営する介護サービス事業ー 覧表」及び<u>別添2</u>「入居者の個別選択によるサービス一覧表」は、重要事項説明書の 一部をなすものであることから、重要事項説明書に必ず添付すること。
- 二 重要事項説明書は、老人福祉法第29条第<u>7</u>項の規定により、入居相談があったときに交付するほか、求めに応じ交付すること。
- 三及び四略
- (5) 略
- - 一略
 - 二 誇大広告等により、入居者に不当に期待を抱かせたり、それによって損害を与えたりするようなことがないよう、実態と乖離のない正確な表示をするとともに、「有料老人ホーム等に関する不当な表示」(平成16年公正取引委員会告示第3号。以下「不当表示告示」という。)を遵守すること。特に、介護が必要となった場合の介護を行う場所、介護に要する費用の負担、介護を行う場所が入居している居室でない場合の当該居室の利用権の存否等については、入居者に誤解を与えるような表示をしないこと。
- (7) 略
- (8)事故発生の防止の対応

略

- 一及び二略
- 三 事故発生の防止のための委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- (9)事故発生時の対応

肥色

一及び二略

から、入居契約書の作成においては、十分に留意すること。

(4) 重要事項の説明等

老人福祉法第29条第<u>5</u>項の規定に基づく情報の開示において、老人福祉法施行規則第20条の5第<u>14</u>号に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次の各号に掲げる基準によること。

- 一 入居契約に関する重要な事項を説明するため、別紙様式に基づき重要事項説明書を 作成するものとし、入居者に誤解を与えることがないよう必要な事項を実態に即して 正確に記載すること。なお、同様式の別添_「事業者が運営する介護サービス事業ー 覧表」及び「入居者の個別選択によるサービス一覧表」は、重要事項説明書の一部を なすものであることから、重要事項説明書に必ず添付すること。
- 二 重要事項説明書は、老人福祉法第29条第<u>5</u>項の規定により、入居相談があったときに交付するほか、求めに応じ交付すること。
- 三及び四略
- (5) 略
- - 一 略
 - 二 誇大広告等により、入居者に不当に期待を抱かせたり、それによって損害を与えるようなことがないよう、実態と乖離のない正確な表示をするとともに、「有料老人ホーム等に関する不当な表示」(平成16年公正取引委員会告示第3号。以下「不当表示告示」という。)を遵守すること。特に、介護が必要となった場合の介護を行う場所、介護に要する費用の負担、介護を行う場所が入居している居室でない場合の当該居室の利用権の存否等については、入居者に誤解を与えるような表示をしないこと。
- (7)略
- (8)事故発生の防止の対応

略

- 一及び二略
- 三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- (9)事故発生時の対応

腔

一及び二略

三 <u>設置者の責めに帰すべき事由により、</u>入居者に賠償すべき事故が発生した場合は、 入居者に対しての損害賠償を速やかに行うものとすること。

13 情報開示

(1) 有料老人ホームの運営に関する情報

設置者は、老人福祉法第29条第7項の情報開示の規定を遵守し、入居者又は入居しようとする者に対して、重要事項説明書を書面により交付するとともに、パンフレット、重要事項説明書、入居契約書(特定施設入居者生活介護等の提供に関する契約書を含む。)、管理規程等を公開するものとし、求めに応じ交付すること。

(2) 有料老人ホームの経営状況に関する情報

次の事項に留意すること。

- イ 貸借対照表及び損益計算書又はそれらの要旨についても、入居者及び入居希望者 の求めに応じ閲覧に供すること。
- ロ 有料老人ホームの経営状況・将来見通しに関する入居者等の理解に資する観点から、事業収支計画についても閲覧に供するよう努めるとともに、貸借対照表等の財務諸表について、入居者等の求めがあればそれらの写しを交付するよう配慮すること。
- (3) 有料老人ホーム情報の報告

設置者は、老人福祉法第29条第<u>11</u>項の規定に基づき、有料老人ホーム情報を 都道府県知事に対して報告すること。

- (4) 略
- (5)介護の職員体制に関する情報

有料老人ホームの類型の表示を行う場合、介護に関わる職員体制について「1.5:1以上」、「2:1以上」又は「2.5:1以上」の表示を行おうとする有料老人ホームにあっては、介護に関わる職員の割合を年度ごとに算定し、表示と実態の乖離がないか自ら検証するとともに、入居者等に対して算定方法及び算定結果について説明すること。

<u>14</u> 電磁的記録等

(1)作成、保存その他これらに類するもののうち、この指導指針の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)で行うこと

三 入居者に<u>対するサービスの提供により</u>賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に 対しての損害賠償を速やかに行うものとすること。

13 情報開示

(1) 有料老人ホームの運営に関する情報

設置者は、老人福祉法第29条第5項の情報開示の規定を遵守し、入居者又は入居しようとする者に対して、重要事項説明書を書面により交付するとともに、パンフレット、重要事項説明書、入居契約書(特定施設入居者生活介護の提供に関する契約書を含む。)、管理規程等を公開するものとし、求めに応じ交付すること。

(2)前払金を受領する有料老人ホームに関する情報

前払金を受領する有料老人ホームにあっては、次の事項に留意すること。

- イ <u>前払金が将来の家賃、サービス費用に充てられるものであることから、</u>貸借対照 表及び損益計算書又はそれらの要旨についても、入居者及び入居希望者の求めに応 じ閲覧に供すること。
- ロ 有料老人ホームの経営状況・将来見通しに関する入居者等の理解に資する観点から、事業収支計画についても閲覧に供するよう努めるとともに、貸借対照表等の財務諸表について、入居者等の求めがあればそれらの写しを交付するよう配慮すること。
- (3) 有料老人ホーム情報の報告

設置者は、老人福祉法第29条第<u>9</u>項の規定に基づき、有料老人ホーム情報を都道府県知事に対して報告すること。

- (4) 略
- (5)介護職員の体制に関する情報

有料老人ホームの類型の表示を行う場合、介護に関わる職員体制について「1.5:1以上」、「2:1以上」又は「2.5:1以上」の表示を行おうとする有料老人ホームにあっては、介護に関わる職員の割合を年度ごとに算定し、表示と実態の乖離がないか自ら検証するとともに、入居者等に対して算定方法及び算定結果について説明すること。

が規定されている又は想定されるもの((2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁器的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(2)交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下、「交付等」という。)の うち、この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの については、当該交付等の相手方(入居者等)の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法 (電子的方法、磁器的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をい う。)によることができる。

この指針は、令和3年7月1日から施行する。

附則略附則略所則略所則略

附 則 略

別表

有料老人ホームの類型及び表示事項

有料老人ホームの類型

類型	類	틴 の	説	明
介護付有料老人ホーム (一般型特定施設入居 者生活介護)	介護等のサービスが付い 介護が必要となっても、 入居者生活介護を利用し を継続することが可能で 職員が提供します。特別 い有料老人ホームについ 。)	当該有料老人 しながら当該有 です。(介護サ ご施設入居者生	、ホームが 詳料老人ホ・ ナービスはで 活介護の対	是供する特定施設 ームの居室で生活 有料老人ホームの 指定を受けていな
介護付有料老人ホーム (外部サービス利用型 特定施設入居者生活介 護)	介護等のサービスが付い 介護が必要となっても、 入居者生活介護を利用し を継続することが可能で や計画作成等を実施し、 業所が提供します。特別 い有料老人ホームについ 。)	当該有料老人 しながら当該有 です。(有料老 介護サービス 定施設入居者生	、ホームが 料老人ホームの 人ホームの は委託先の 活介護の対	是供する特定施設 ームの居室で生活 の職員が安否確認 の介護サービス事 指定を受けていな
住宅型有料老人ホーム(注)	生活支援等のサービスが 介護が必要となった場合 介護等の介護サービスを での生活を継続すること	合、入居者自身 を利用しながら	の選択に	より、地域の訪問
健康型有料老人ホーム(注)	食事等のサービスが付い 介護が必要となった場合 ません。			

別表

有料老人ホームの類型及び表示事項

類型	類 型 の 説 明
介護付有料老人ホーム (一般型特定施設入居 者生活介護)	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設 入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生 活を継続することが可能です。(介護サービスは有料老人ホーム の職員が提供します。特定施設入居者生活介護の指定を受けてい ない有料老人ホームについては介護付と表示することはできま せん。)
介護付有料老人ホーム (外部サービス利用型 特定施設入居者生活介 護)	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設 入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生 活を継続することが可能です。(有料老人ホームの職員が安否確 認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス 事業所が提供します。特定施設入居者生活介護の指定を受けてい ない有料老人ホームについては介護付と表示することはできま せん。)
住宅型有料老人ホーム(注)	生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問 介護等の介護サービスを利用しながら当該有料老人ホームの居 室での生活を継続することが可能です。
健康型有料老人ホーム(注)	食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となった場合には、契約を解除し退去しなければなり ません。

注)特定施設入居者生活介護の指定を受けていないホームにあっては、広告、パンフレット 注)特定施設入居者生活介護の指定を受けていないホームにあっては、広告、パンフレット

等において「介護付き」、「ケア付き」等の表示を行ってはいけません。

介護付有料老人ホームの表示事項

表示	事 項	表 示 事 項 の 説 明
	利用権方式	建物賃貸借契約及び終身建物賃貸借契約以外の契約の
居住の権利形態		形態で、居住部分と介護や生活支援等のサービス部分
(右のいずれか		の契約が一体となっているものです。
を表示)	建物賃貸借方式	賃貸住宅における居住の契約形態であり、居住部分と
		介護等のサービス部分の契約が別々になっているもの
		です。入居者の死亡をもって契約を終了するという内
		容は有効になりません。
	終身建物賃貸借	建物賃貸借契約の特別な類型で、知事から高齢者の居
	方式	住の安定確保に関する法律の規定に基づく終身建物賃
		貸借事業の認可を受けたものです。入居者の死亡を
		もって契約を終了するという内容が有効です。
	全額前払い方式	終身にわたって受領する家賃 <u>又はサービス費用</u> の全部
利用料の支払い		を前払金として一括して受領する方式
方式 (<u>注1・注</u>	一部前払い・一	
<u>2</u>)	部月払い方式	を前払いとして一括受領し、その他は月払いする方式
	月払い方式	前払金を受領せず、家賃 <u>又はサービス費用</u> を月払いす
		る方式
	選択方式	入居者により、 <u>全額前払い方式、一部前払い・一部月</u>
		<u>払い方式、</u> 月払い方式のいずれかを選択できます。 <u>ど</u>
		の方式を選択できるのかを併せて明示する必要があり
	\	<u>st</u> .
) []]t o ### :	入居時自立	入居時において自立である方が対象です。
入居時の要件 <u>(</u>) 入居時要介護	 入居時において要介護認定を受けている方(要支援認
右のいずれかを	/ V白町女儿 竣	定を受けている方を除く)が対象です。
表示)) 入居時要支援・	入居時において要支援認定又は要介護認定を受けてい
	要介護	の合うでは多くない。
1	メハ阪	マノコル 入3外 く フ。

等において「介護付き」、「ケア付き」等の表示を行ってはいけません。

介護付有料老人ホームの表示事項

	表	示	事	項	表 示 事 項 の 説 明
			利用権	方式	建物賃貸借契約及び終身建物賃貸借契約以外の契約の
1	居住の権利	脈態			形態で、居住部分と介護や生活支援等のサービス部分
	(右のいす	「れか			の契約が一体となっているものです。
:	を表示)		建物賃	貸借方式	賃貸住宅における居住の契約形態であり、居住部分と
					介護等のサービス部分の契約が別々になっているもの
					です。入居者の死亡をもって契約を終了するという内
					容は有効になりません。
			終身建	物賃貸借	建物賃貸借契約の特別な類型で、知事から高齢者の居
			方式		住の安定確保に関する法律の規定に基づく終身建物賃
					貸借事業の認可を受けたものです。入居者の死亡を
L					もって契約を終了するという内容が有効です。
			一時金	方式	終身にわたって受領する家賃 <mark>相当額等</mark> の全部又は一部
:	利用料の対	を払い			を前払金として一括して受領する方式
-	方式(<u>右0</u>	<u> ひいず</u>			
1	れかを表え	<u>(</u>			
			月払い	方式	前払金を受領せず、家賃 <u>相当額等</u> を月払いする方式
			選択方	式	入居者により、 <u>一時金方式と</u> 月払い方式のいずれかを
					選択できます。
L					
			入居時	自立	入居時において自立である方が対象です。
	入居時の要	件	λ 🖃 🗀	 要介護	 入居時において要介護認定を受けている方(要支援認
				女儿砖	
			λ F=⊓±	·····································	定を受けている方を除く)が対象です。
				要支援・ ・	入居時において要支援認定又は要介護認定を受けてい
			要介護	ž	る方が対象です。

				Ţ	
		自立である方も要支援認定・要介護認定を受けている			自立である方も要支援認定・要介護認定を受けている
	- 4077 - 47711114	方も入居できます。		- 40.00	方も入居できます。
	長崎県指定介護	介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供		長崎県指定介護	介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供
介護保険(右の	保険特定施設	する特定施設入居者生活介護サービスを利用すること	介護保険(右の	保険特定施設	する特定施設入居者生活介護サービスを利用すること
いずれかを表示	(一般型特定施	ができます。介護サービスは有料老人ホームの職員が	いずれかを表示	(一般型特定施	ができます。介護サービスは有料老人ホームの職員が
)	設)	提供します。)	設)	提供します。
		(注 <u>3</u>)			(注 <u>1</u>)
	長崎県指定介護	介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供		長崎県指定介護	介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供
	保険特定施設	する特定施設入居者生活介護サービスを利用すること		保険特定施設	する特定施設入居者生活介護サービスを利用すること
	(外部サービス	ができます。有料老人ホームの職員が安否確認や計画		(外部サービス	ができます。有料老人ホームの職員が安否確認や計画
	利用型特定施設	作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービ		利用型特定施設	作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービ
)	ス事業所が提供します。)	ス事業所が提供します。
		(注 <u>3</u>)			(注 <u>1</u>)
	在宅サービス利	介護が必要となった場合、介護保険の在宅サービスを			
	<u>用可</u>	利用するホームです。			
居室区分(右の	全室個室	介護が必要となった場合に介護サービスを利用するた	<u>介護</u> 居室区分 (全室個室	↑ が護居室はすべて個室であるホームです。 (注3)
いずれかを表示		<u>めの一般居室又は介護居室が、</u> すべて個室であるホー	右のいずれかを	<u></u>	<u> </u>
。 には1~4		ムです。(注5)		相部屋あり	介護居室はすべてが個室ではなく、相部屋となる場合
の数値を表示)	相部屋あり	介護居室はすべてが個室ではなく、相部屋となる場合	~4の数値を表	(人部屋~	があるホームをいいます。
(注 <u>4</u>)	(人部屋~	があるホームをいいます。	示)(注2)	人部屋)	
	人部屋)		3.7 (1 <u>2</u>)	1 5 · 1 l) F	 現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員2
	1.5:1以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員2	一般型特定施設	1.3.191	人(要介護者1.5人に対して職員1人)以上の割合
一般型特定施設		人 (要介護者1.5人に対して職員1人)以上の割合	である有料老人		(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。こ
である有料老人		(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。こ	ホームの介護に		には介護保険の特定施設人居者生活介護の基準の2倍
ホームの介護に		れは介護保険の特定施設入居者生活介護の基準の2倍	かかわる職員体		以上の人数です。
かかわる職員体		以上の人数です。	制(右のいずれ		^^
制(右のいずれ	2:1以上	現在及び将来にわたって要介護者2人に対して職員1	かを表示)(注		人以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当
かを表示)(注		人以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当	4)		たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護
<u>6</u>)		たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護	-		の基準の1.5倍以上の人数です。
		の基準の1.5倍以上の人数です。		J	V/±+V/
<u>I</u>		l			

	2 . 5 : 1以上	現在及び将来にわたって要介護者5人に対して職員2		2.5:1以上	現在及び将来にわたって要介護者5人に対して職員2
		人 (要介護者2.5人に対して職員1人)以上の割合			人 (要介護者2.5人に対して職員1人)以上の割合
		(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。こ			(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。こ
		れは介護保険の特定施設入居者生活介護で、手厚い職			れは介護保険の特定施設入居者生活介護で、手厚い職
		員体制であるとして保険外に別途費用を受領できる場			員体制であるとして保険外に別途費用を受領できる場
		合の基準以上の人数です。			合の基準以上の人数です。
	3:1以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員1		3:1以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員1
		人以上の割合 (年度ごとの平均値)で職員が介護に当			人以上の割合 (年度ごとの平均値)で職員が介護に当
		たります。介護保険の特定施設入居者生活介護のサー			たります。介護保険の特定施設入居者生活介護のサー
		ビスを提供するために少なくとも満たさなければなら			ビスを提供するために少なくとも満たさなければなら
		ない基準以上の人数です。			ない基準以上の人数です。
1 1		有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施			有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施
用型特定施設で	の職員 人	し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提	用型特定施設で		し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提
	委託先である介	供します。		委託先である介	
	護サービス事業			護サービス事業	
サービス提供体			サービス提供体		
制(に職員数	訪問介護		制(に職員数	訪問介護	
\			、に介		
介護サービス事	訪問看護		護サービス事業	訪問看護	
業所の名称を入			所の名称を入れ		
1 1	通所介護		-	通所介護	
(注 <u>7</u>)	1=10-1		(注 <u>5</u>)	1=10.	
`		介護が必要となった場合、提携ホーム(同一設置者の有			介護が必要となった場合、提携ホーム(同一設置者の有
当する場合にの	- `	料老人ホームを含む)に住み替えて特定施設入居者生	当する場合にの	- `	料老人ホームを含む)に住み替えて特定施設入居者生
み表示。	ム)	活介護を利用することができます。 (注 <u>8</u>)	み表示。	۵)	活介護を利用することができます。 (注 <u>6</u>)
に提携先の有料			に提携先の有料		
老人ホームを入			老人ホームを入		
れて表示)			れて表示)		
 	ホームの表示事項		计空刑右料 字 1:	ホームの表示事項	
表示		表示事項の説明	表示		表 示 事 項 の 説 明
衣 小	尹以	ス 小 尹 垻 切 訊 明	衣 小	サ リ	ス 小 尹 垻 リ 武 明

容は有効になりません。 終身建物賃貸借 建物賃貸借契約の特別な類型で、知事から高齢者の居 住の安定確保に関する法律の規定に基づく終身建物賃 貸借事業の認可を受けたものです。入居者の死亡を もって契約を終了するという内容が有効です。 利用料の支払い 方式 (注1・注2)			1		1	
(右のいずれか を表示) 連物質質情力式 質性で記されける歴色の契約形像であり、居住部分と 介護等のサービス部分の契約が得くになっているものです。 人居者の死亡をもって契約を終了するという内容は有効になりません。 整身建物質質情 大成 連物質質情要約の特別な類型で、知事から高齢者の居住の変が解析である。 という内容が自分です。 人居者の死亡をもって契約を終了するという内容が自分です。 会館前払い方式 、		利用権方式			利用権方式	建物賃貸借契約及び終身建物賃貸借契約以外の契約の
を表示) 連動賃貸借方式 「賃貸任宅における居住の契約形態であり、居住部分と 介護等のサービス部分の契約が別やになっているもの です。人居者の死亡をもって契約を終了するという内 育は有効になりません。 接身建物賃貸借 方式 「建物賃貸借契約の特別は類型で、対事から高融者の居 住の安定確保に関する法律の規定に基づく終身建物賃 賃借事業の認可を受けたものです。人居者の死亡を もって契約を終了するという内容が有効です。 全額前払い方式 ・ 会別したって受領する家賃又はサービス費用の全部 を前払金として一括して受領する方式	居住の権利形態		形態で、居住部分と介護や生活支援等のサービス部分	居住の権利形態		形態で、居住部分と介護や生活支援等のサービス部分
	(右のいずれか		の契約が一体となっているものです。	(右のいずれか		の契約が一体となっているものです。
です。入居者の死亡をもって契約を終了するという内 溶は有効になりません。 終身建物質質問 方式	を表示)	建物賃貸借方式	賃貸住宅における居住の契約形態であり、居住部分と	を表示)	建物賃貸借方式	賃貸住宅における居住の契約形態であり、居住部分と
図は有効になりません。 終身建物債資借 建物債資借契約の特別な類型で、知事から高齢者の居 使の安定確保に関する法律の規定に基づく終身建物債 資借事業の認可を受けたものです。人居者の死にを もって契約を終了するという内容が有効です。 和用料の支払い 方式(注1・注 2) 利用料の支払い 方式(注1・注 2) 一部前払い方式 前払金を受領せず、家賃又はサービス費用の一部 を前払いり式、			介護等のサービス部分の契約が別々になっているもの			介護等のサービス部分の契約が別々になっているもの
接身建物賃貸借 方式 住の安定確保に関する法律の規定に基づく終身建物賃 貸借事業の認可を受けたものです。人居者の死亡を もって契約を終了するという内容が有効です。 全部が払い方式 利用料の支払い 方式(注1・注 2)			です。入居者の死亡をもって契約を終了するという内			です。入居者の死亡をもって契約を終了するという内
方式 住の安定確保に関する法律の規定に基づく終身建物賃貸借事業の認可を受けたものです。人居者の死亡をもって契約を終了するという内容が有効です。 全額が払い方式 終身にわたって受領する家真又はサービス費用の全部をが放金として一括して受領する方式 一部的払い・一部的払い・一部月払い方式 開払い方式 開払い方式 前払金を受領すず、家賃又はサービス費用の一部を的払いとして一括して受領する家賃又はサービス費用の一部を的払いとして一括して受領する家賃又はサービス費用の一部を的払い方式 開払い方式 前払金を受領すず、家賃又はサービス費用を用払いする方式 類別が対象です。 人居時の要件 (右のいずれかを選択できるのかを併せて明示する必要があります。) 人居時の要件 (右のいずれかを選択できるのかを併せて明示する必要があります。) 人居時の要件 (右のいずれかを選択できるのかを併せて明示する必要があります。) 人居時要支援・人居時において自立である方が対象です。 人居時要支援・人居時において要支援認定又は要介護認定を受けている方、要支援認定を受けている方を除く)が対象です。 人居時の要件 (右のいずれかを表示) 表表示) 人居時の要件 (右のいずれかを表示) 本表示 人居時において豊立な感覚を受けている方、要支援認定を受けている方を除く)が対象です。 人居時の要件 (右のいずれかを表示) 人居時自立・要 自立である方が対象です。 人居時自立・要 自立である方も要支援認定又は要介護認定を受けている方が対象です。 人居時自立・要 自立である方も要支援認定、要介護認定を受けている方が対象です。 人居時自立・要 自立である方も要支援認定、要介護認定を受けている方を表示) 介護保険 在宅サービス利 介護が必要となった場合、介護保険の在宅サービスを			容は有効になりません。			容は有効になりません。
は情事業の認可を受けたものです。入居者の死亡をもって契約を終了するという内容が有効です。 接身にわたって受領する家質又はサービス費用の全部を前払い方式(注1・注2) 部別払い方式 には1・注2 部別払い方式 には1・注2 部別払い方式 前払金を受領せず、家賃又はサービス費用を月払いする方式 万式 選択方式 がはから式 前払金を受領せず、家賃又はサービス費用を月払いする方式 第一段 はい方式 のいずれかを選択できます。との方式を選択できるのかを併せて明示する必要があります。 人居時自立 人居時において自立である方が対象です。 人居時の要件 (右のいずれかを選択できます。 人居時において自立である方が対象です。 人居時において自立である方が対象です。 人居時において東京機能変を受けている方を除く)が対象です。 人居時において要支援認定を受けている方が対象です。 人居時において要支援認定を受けている方が対象です。 人居時において要支援認定を受けている方が対象です。 人居時において要支援認定を受けている方が対象です。 人居時において要支援認定を受けている方が対象です。 人居時において要支援認定を受けている方が対象です。 人居時において要支援認定を受けている方を除く)が対象です。 人居時において要支援認定を受けている方を除く)が対象です。 人居時において要支援認定を受けている方が対象です。 人居時において要支援認定を受けている方が対象です。 人居時において要支援認定を受けている方を除く)が対象です。 人居時において要支援認定を受けている方を除く)が対象です。 人居時できます。 人居時である方も要支援認定を受けている方が対象です。 人居時において要支援認定を受けている方を除く)が対象です。 人居時において要支援認定を受けている方を表が対象です。 人居時できます。 介護保険の在宅サービスを 力護保険 在宅サービス利 介護が必要となった場合、介護保険の在宅サービスを		終身建物賃貸借	建物賃貸借契約の特別な類型で、知事から高齢者の居		終身建物賃貸借	建物賃貸借契約の特別な類型で、知事から高齢者の居
利用料の支払い方式 全額前払い方式 終身にわたって受領する家賃又はサービス費用の全部を削払金として一括して受領する家賃又はサービス費用の一部を削払い方式(注1・注2) 期用料の支払い方式(注1・注2) 一部前払い方式 終身にわたって受領する家賃又はサービス費用の一部を削払いする方式 利用料の支払い方式 財政会を受領せず、家賃又はサービス費用の一部を削払いする方式 利用料の支払い方式 利用料の支払い方式 利用料の支払い方式 財政会を受領せず、家賃又はサービス費用の一部を削払いする方式 利用料の支払い方式 財政会を受領せず、家賃相当額等の全部又は一部を削払い方式 月払い方式 財政会を受領せず、家賃相当額等を月払いする方式 人居者により、全額前払い方式のいずれかを選択できます。どの方式を選択できるのかを併せて明示する必要があります。 人居時日立 大居時日立 要別額認定を受けている方が対象です。 人居時日立 人居時日立 人居時日立 大居時日立 支援認定を受けている方が対象です。 人居時日立・要り描認定を受けている方が対象です。 人居時日立・要り描述定を受けている方が対象です。 人居時日立・要り描述定を受けている方が対象です。 人居時日立・要り描述定を受けている方が対象です。 人居時日立・要り指述定を受けている方が対象です。 人居時日立・要り指述定を受けている方が対象です。 人居時日立・要り描述定を受けている方が対象です。 人民時日立・要り推認定を受けている方が対象です。 人民時日立・要り推認定を受けている方が対象です。 人民時日立・要り推認定を受けている方が対象です。 人民時日立・要り推認定を受けている方が対象です。 人民時日立・要り推認定を受けている方が対象です。 人民時日立・要り推認定を受けている方が対象です。 人民時日立・要り推定のよりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによ		方式	住の安定確保に関する法律の規定に基づく終身建物賃		方式	住の安定確保に関する法律の規定に基づく終身建物賃
利用料の支払い方式 終身にわたって受領する家賃又はサービス費用の全部を前払金として一括して受領する方式 利用料の支払い方式 総身にわたって受領する家賃又はサービス費用の全部を前払金として一括して受領する方式 利用料の支払い方式 総身にわたって受領する家賃又はサービス費用の一部を前払い方式 利用料の支払い方式 利用料の支払い方式 利用料の支払い方式 対式 利用料の支払い方式 対式 利用料の支払い方式 対域 月払い方式 前払金を受領せず、家賃又はサービス費用を月払いする方式 月払い方式 月払い方式 前払金を受領せず、家賃 月払い方式 前払金を受領せず、家賃 月払い方式 力はい方式 月払い方式 力はい方式のいずれかを選択できます。との方式を置択できます。との方式を開催します。 人居時において自立である方が対象です。 人居時において自立である方が対象です。 人居時の要件(右のいずれかを表示) 人居時要支援・人居時において要介護認定を受けている方を除く)が対象です。 人居時要支援・人居時において要分護認定を受けている方を除く)が対象です。 人居時要支援・人居時において要支援認定を受けている方が対象です。 人居時要支援・人居時において要支援認定を受けている方が対象です。 人居時要支援・人居時において要支援認定を受けている方が対象です。 人居時要支援・要介護認定を受けている方が対象です。 人居時車立・要支援認定を受けている方が対象です。 人居時車立・要支援認定を受けている方が対象です。 人居時車立・要支援認定を受けている方が対象です。 人居時車立・要支援認定を受けている方が対象です。 人居時車立・要支援認定を受けている方が対象です。 人居時主おいて要支援認定を受けている方が対象です。 人居時主おいて要支援認定を受けている方が対象です。 人居時主おいて要支援認定を受けている方が対象です。 人居時車立・要支援・要介護認定を受けている方が対象です。 人居時車立・要支援認定を受けている方が対象です。 人居時車立・要支援認定を受けている方が対象です。 人居時直立・要力議認定を受けている方が対象です。 人居時立おる方も要支援認定を受けている方が対象です。 人居時直立・要力議認定を受けている方が対象です。 人居時立なる方も要支援認定を受けている方が対象です。 人居時直立である方も要支援認定を受けている方が対象である方も要支援認定を受けている方が対象が表する。 人居時立なる方は対象が必要が表するのよりに対するとなった場合、介護の必要が表するとなった場合、介護の必要がある方式を受けている方が対象がある。 人居時においたって受けるとなった場合、介護などを受けているまするとなった場合、介護の必要があると			貸借事業の認可を受けたものです。入居者の死亡を			貸借事業の認可を受けたものです。入居者の死亡を
利用料の支払い 方式(注1・注 2)			もって契約を終了するという内容が有効です。			もって契約を終了するという内容が有効です。
方式(注1・注 2)		全額前払い方式	終身にわたって受領する家賃 <u>又はサービス費用</u> の全部		一時金方式	終身にわたって受領する家賃相当額等の全部又は一部
2			を前払金として一括して受領する方式	利用料の支払い		を前払金として一括して受領する方式
2) 部月払い方式 を前払いとして一括受領し、その他は月払いする方式 月払い方式 用払い方式 用払い方式 用払い方式 用払い方式 月払い方式 月上い方式 月払い方式 月払い	方式 <u>(注1・注</u>	一部前払い・一		方式		
選択方式 選択方式 入居者により、全額前払い方式、一部前払い・一部月	2)					
選択方式		月払い方式	 前払金を受領せず、家賃 <u>又はサービス費用</u> を月払いす		 月払い方式	 前払金を受領せず、家賃 <mark>相当額等</mark> を月払いする方式
払い方式、月払い方式のいずれかを選択できます。どの方式を選択できるのかを併せて明示する必要があります。 との方式を選択できるのかを併せて明示する必要があります。 人居時の要件 (右のいずれかを表示) 人居時自立 人居時において自立である方が対象です。 人居時の要件 (右のいずれかを表示) 人居時要介護 定を受けている方を除く)が対象です。 人居時の要件 (右のいずれかを表示) 人居時要力護 定を受けている方を除く)が対象です。 人居時において要う護認定を受けている方(要支援認定を受けている方(要支援認定を受けている方を除く)が対象です。 人居時要支援・変介護 方も入居できます。 人居時において要う接認定を受けている方を除く)が対象です。 人居時において要う接認定を受けている方を除く)が対象です。 人居時である方を除く)が対象です。 人居時である方も要支援認定でを受けている方を除く)が対象です。 人居時自立・要介護 方も入居できます。 人居時自立・要方も及び記定を受けている方も要支援認定を受けている方も及び認定を受けている方も及び認定を受けている方も及び認定を受けている方も及び認定を受けている方も及援認定を受けている方も及び認定を受けている方は認定を受けている方も及び認定を受けている方も及び認定を受けている方も及び認定を受けている方も及び認定を受けている方も及び認定を受けている方も及び認定を受けている方は、分談に対して表する方も及び認定を受けている方は、のが表する。方も入居できます。方も入居できます。方も入居できます。方も入居できます。方も入居できます。方も入居できます。方も入居できます。方も入居できます。介護が必要となった場合、介護保険の在宅サービスを表する。介護などの表する。介護などのでは、方は、から表は、介護が必要となった場合、介護などのでは、方は、から表は、から表は、から表は、などのでは、方は、から表は、から表は、などのでは、から表は、から表は、から表は、などのでは、			る方式			
払い方式、月払い方式のいずれかを選択できます。どの方式を選択できるのかを併せて明示する必要があります。 との方式を選択できるのかを併せて明示する必要があります。 人居時の要件 (右のいずれかを表示) 人居時自立 人居時において自立である方が対象です。 人居時の要件 (右のいずれかを表示) 人居時要介護 定を受けている方を除く)が対象です。 人居時要分護 定を受けている方を除く)が対象です。 人居時の要件 (右のいずれかを表示) 人居時要分護 定を受けている方を除く)が対象です。 人居時の要件 (右のいずれかを表示) 人居時要分護 定を受けている方を除く)が対象です。 人居時において要う護認定を受けている方を除く)が対象です。 人居時において要う護認定を受けている方を除く)が対象です。 人居時において要支援認定又は要介護認定を受けている方を除く)が対象です。 人居時要支援・表示) 人居時自立 要介護 方も人居できます。 人居時自立・要 自立である方も要支援認定・要介護認定を受けている方も果支援認定・要介護認定を受けている方も果支援認定・要介護認定を受けている方もとます。 人護保険 在宅サービス利 介護が必要となった場合、介護保険の在宅サービスを		選択方式	入居者により、 <u>全額前払い方式、一部前払い・一部月</u>		選択方式	入居者により、 <u>一時金方式と</u> 月払い方式のいずれかを
大居時の要件 (右のいずれかを表示) 人居時とおいて自立である方が対象です。 人居時の要件 (右のいずれかを表示) 人居時要介護 定を受けている方を除く)が対象です。 人居時において要介護認定を受けている方(要支援認定を受けている方を除く)が対象です。 人居時要支援・ 要介護 及所護 人居時において要立援認定を受けている方を除く)が対象です。 人居時要支援・ 要介護 及所対象です。 人居時において要立援認定を受けている方を除く)が対象です。 人居時要支援・ 要介護 る方が対象です。 人居時において要立援認定を受けている方を除く)が対象です。 人居時とおいて要立援認定を受けている方を除く)が対象です。 人居時とおいて要立援認定を受けている方を除く)が対象です。 人居時とおいて要立援認定を受けている方を除く)が対象です。 人居時とおいて要立援認定を受けている方を除く)が対象です。 人居時とおいて要支援認定を受けている方が対象です。 人居時とおいて要支援認定を受けている方が対象です。 人居時とおいて要支援認定を受けている方が対象です。 人居時とおいて要支援認定を受けている方が対象です。 人居時とおいて要支援認定を受けている方が対象です。 人居時とおいて要支援認定を受けている方が対象です。 人居時とおいて要支援認定を受けている方が対象です。 人居時とおいて要支援認定を受けている方が対象です。 人居時とおいて要支援認定を受けている方が対象です。 人居時自立・要力護認定を受けている方も入居できます。 人居時自立・要支援認定を受けている方も入居できます。方も入居できます。 人間において要介護認定を受けている方が対象です。 人居時とおいて要支援認定を受けている方も入居できます。方も入居できます。方も入居できます。 人間を保険の在宅サービスを表示の意味を受けている方も入居できます。方も入居できます。方も入居できます。 人間を保険の在宅サービスを表示の表示を表示の表示を表示の表示を表示の表示を表示の表示を表示の表示を表示の表示を表示の表示を表示の表示を表示の表示を表示と表示を表示の表示を表示を表示を表示と表示を表示と表示を表示を表示と表示を表示を表示を表示を表示を表示と表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表			<u>払い方式</u> 月払い方式のいずれかを選択できます。 <u>ど</u>			
入居時自立			の方式を選択できるのかを併せて明示する必要があり			
入居時の要件 (右のいずれか を表示)			<u>ます。</u>			
(右のいずれか を表示)		入居時自立	入居時において自立である方が対象です。		入居時自立	入居時において自立である方が対象です。
を表示) 定を受けている方を除く)が対象です。		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		入居時の要件	 	
入居時要支援・ 入居時において要支援認定又は要介護認定を受けてい 要介護 名称が対象です。 一会を受けている方が対象です。 一会を受けている 方・が対象です。 一会を受けている 支援・要介護 一会を受けている 大きに関する 一会を使用する 一会を使用する	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	人居時安介護	•	(右のいずれか	入居時要介護	
要介護 る方が対象です。	を表示)	\		を表示)	 	
人居時自立・要 自立である方も要支援認定・要介護認定を受けている 支援・要介護 方も入居できます。						
支援・要介護 方も入居できます。 支援・要介護 方も入居できます。 支援・要介護 方も入居できます。 介護保険 在宅サービス利 介護が必要となった場合、介護保険の在宅サービスを 介護保険 在宅サービス利 介護が必要となった場合、介護保険の在宅サービスを						
介護保険 在宅サービス利 介護が必要となった場合、介護保険の在宅サービスを 介護保険 在宅サービス利 介護が必要となった場合、介護保険の在宅サービスを						
		- 4077 - 477111-4				· ·
(右の事項を表 用可 利用するホームです。 (右の事項を表 用可 利用するホームです。						
	(右の事項を表	用可	利用するホームです。	(右の事項を表	用可	利用するホームです。

示)		
居室区分(右の	全室個室	介護が必要となった場合に介護サービスを利用するた
いずれかを表示		めの一般居室又は介護居室が、すべて個室であるホー
。 には1~4		<u>ムです。(注5)</u>
の数値を表示)	相部屋あり	介護居室はすべてが個室ではなく、相部屋となる場合
(注4)	(人部屋~	<u>があるホームをいいます。</u>
	人部屋)	
その他 (右に該	提携ホーム移行	介護が必要となった場合、提携ホーム(同一設置者の有
当する場合にの	型(ホー	料老人ホームを含む)に住み替えて特定施設入居者生
み表示。	ム)	活介護を利用することができます。 (注8)
に提携先の有料		
老人ホームを入		
れて表示)		

<u>注1</u>)老人福祉法の改正を受けて、従来は「一時金」「一時金方式」と記載していた項目
_	<u>については「前払金」「前払い方式」と修正していますが、当面の間、広告、パンフ</u>
_	レット等において「一時金」「一時金方式」という表現を使用することも可能です。
<u> </u>	なお、「前払金」については、家賃又はサービス費用の前払いによって構成されるも
9	のであることから、その実態を適切に表現する名称として、広告、パンフレット等の
	<u>更新の機会に応じて、順次、「前払金」という名称に切り替えるようにすることが望</u>
	ましいものと考えます。

注2)「前払金方式(従来の一時金方式)」については、「家賃又はサービス費用の全額を前払いすること」と、「家賃又はサービス費用の一部を前払いし、一部を月払いすること」では、支払方法に大きな違いがあることから、前者を「全額前払い方式」とし、後者を「一部前払い・一部月払い方式」としています。当面の間、広告、パンフレット等において、従来どおり「一時金方式」という表現を使用することも可能ですが、その場合であっても、入居希望者・入居者への説明にあっては、家賃又はサービス費用の全額を前払いする方式なのか、一部を前払いする方式なのかを、丁寧に説明することが望ましいものと考えます。

注<u>3</u>)~注<u>8</u>) 略

示)		
居室区分(右の	全室個室	介護が必要となった場合に介護サービスを利用するた
いずれかを表示		めの居室は、一般居室又は個室の介護居室となります
。 には1~4		0
の数値を表示)	相部屋あり	介護が必要となった場合に介護サービスを利用するた
	(人部屋~	めの居室は、相部屋となる場合があります。
	人部屋)	
その他 (右に該	提携ホーム移行	介護が必要となった場合、提携ホーム(同一設置者の有
当する場合にの	型 (ホー	料老人ホームを含む)に住み替えて特定施設入居者生
み表示。	ム)	活介護を利用することができます。 (注 <u>6</u>)
に提携先の有料		
老人ホームを入		
れて表示)		

注<u>1</u>)~注<u>6</u>) 略

п.	11.00	124_	Ŀ
٠ı	14. LL	樣豆	г
-	MT.	ルーレー	١.

有料老人ホーム重要事項説明書

1.事業主体概要

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
種類	個人/法人
	法人の場合、その
	種類
名称	(ふりがな)
主たる事務所の所	
在地	
連絡先	電話番号
	FAX番号
	メールアドレス
	ホームページアド http://
	レス
代表者	氏名
	職名
設立年月日	年 月 日
主な実施事業	別添1(別に実施する介護サービス一覧表)

2. 有料老人ホーム事業の概要 (住まいの概要)

名称	(ふりがな)	
所在地	₹	
主な利用交通手段	最寄駅	駅
	交通手段と所要時	例: バス利用の場合

別紙様式

有料老人ホーム重要事項説明書

1.事業主体概要

種類	個人/法人						
	法人の場合、その						
	種類						
名称	(ふりがな)						
主たる事務所の所	₹						
在地							
		T					
連絡先	電話番号						
	FAX番号						
	ホームページアド	http://					
	レス						
代表者	氏名						
	職名						
設立年月日	昭和 ・ 平原	<u> </u>	年	月	日		
主な実施事業	別添1(別に実施する介護サービス一覧表)						

2. 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな)	
所在地	₸	
主な利用交通手段	最寄駅	駅
	交通手段と所要時	例: バス利用の場合

	間	É	・ バスで 所で下車、 自動車利用の ・乗車 分		
連絡先	電話番号				
	F A X番号				
	メールアドレス				
	ホームページアド	http://			
	レス				
管理者	氏名				
	職名				
建物の	竣工日		年	月	日
有料老人ホー.	ム事業の開始日		年	月	日

	間	・ バスで 所で下車、 自動車利用の ・乗車 分	徒步	•	停留
連絡先	電話番号				
	FAX番号				
	ホームページアド	http://			
	レス				
管理者	氏名				
	職名				
建物の	竣工日	昭和・平成	年	月	日
有料老人ホーム	ム事業の開始日	昭和・平成	年	月	日

(類型)【表示事項】

- 1 介護付(一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)
- 2 介護付(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合)
- 3 住宅型
- 4 健康型

1 又は 2	介護保険事業者番号			
に	指定した自治体名			県(市)
該当する	事業所の指定日	年	月	田
場合	指定の更新日(直近)	年		

(類型)【表示事項】

- 1 介護付(一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)
- 2 介護付(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合)
- 3 住宅型
- 4 健康型

1 又は 2	介護保険事業者番号				
に	指定した自治体名				県(市)
該当する	事業所の指定日	<u>平成</u>	年	月	П
場合	指定の更新日(直近)	<u>平成</u>	年	月	日

3 . 建物概要

土地	敷地面積		m²								
	所有関係	1 -	1 事業者が自ら所有する土地								
		2 -	2 事業者が賃借する土地 (普通賃借・定期賃借)								
			抵当権の有 1 あり 2 なし								
			無								
			契約期間 1 あり								

3 . 建物概要

土地	敷地面積		m²							
	所有関係	1	1 事業者が自ら所有する土地							
		2 -	事業者が賃借する土地							
			抵当権の有 1 あり 2					なし		
			無							
			契約期間	1	あり					

			月 日) 2 なし	月 日~	年				(年 月 日) 2 なし	月 日~ 年
		製約の自動 更新	1 あり	2 7	なし			契約の自動 更新	1 あり	2 なし
建物	延床面積	全体			m²	建物	延床面積	全体		m²
		うち、老人ホーム部 分			m²			うち、老人ホーム部 分		m²
	耐火構造	1 耐火建築物					耐火構造	1 耐火建築物		
		2 準耐火建築物						2 準耐火建築物		
		3 その他()				3 その他()
	構造	1 鉄筋コンクリー	ト造				構造	1 鉄筋コンクリー	卜造	
		2 鉄骨造						2 鉄骨造		
		3 木造						3 木造		
	rr+==17	4 その他(/)				4 その他(/ → ¬¬¬++)
	所有関係	1 事業者が自ら所る					所有関係	1 事業者が自ら所る		
		2 事業者が賃借する	_		45.1			2 事業者が賃借する		2 451
		抵当権の設 定	1 あり	2 7	なし			抵当権の設 定	1 あり	2 なし
		契約期間	1 あり					契約期間	1 あり	
				月 日~	年				年	月 日~ 年
			月 日)						月 日)	
		却你の白新	2 なし		45.1			却你不自我	2 なし	2 451
		契約の自動 更新	1 あり	2 7	なし			契約の自動 更新	1 あり	2 なし
居室の状		爻》(1 全室個室(緣故	 			居室の状				
沿型の状況	居室区分	2 相部屋あり	日心王 (日 ()			Ⅱ况	居室区分	2 相部屋あり		
,,,	【表示事	最少		人部屋		【表示事	最少			
	項】	最大			人部屋		項】	最大		人部屋
		トイレ 浴室	面積 戸数・	室区分				トイレ 浴室	面積 戸数	
			数						娄	文
	タイプ1	有/無 有/無	m²				タイプ1	有/無 有/無	m²	

	タイプ2	有	/無	有/無	m²			
	タイプ3	有	/無	有/無	m²			
	タイプ4	有	/無	有/無	m²			
	タイプ5	有	/無	有/無	m²			
	タイプ6	有	/無	有/無	m²			
	タイプ 7	有	/無	有/無	m²			
	タイプ8	有	/無	有/無	m²			
	タイプ9	有	/無	有/無	m²			
	タイプ1	有	/無	有/無	m²			
	0							
「一般居	室個室」「一	般居	室相語	部屋」「か	護居室個室	「介護居室村	部屋」	「一時介
護室」の別	を記入。							
共用施設	共用便所I	らみ			うち男女別の	の対応が可能	な便	ケ所
	ける便房				房			
					うち車椅子	等の対応が可	『能な	ケ所
				ケ所	便房			
	共用浴室				個室			ヶ所
				ヶ所	大浴場			ヶ所
	共用浴室I	こお			チェアー浴			ヶ所
	ける				リフト浴			ケ所
	介護浴槽				ストレッチ・	ァー浴		ケ所
				ヶ所	その他()	ケ所
	食堂		1	あり	2 なし	J		
	入居者や	家族	1	あり	2 なし	,		
	が利用で	きる						
	調理設備							
	エレベータ	'—	1	•	草椅子対応)			
			2	•	ストレッチャ-	•		
			3	•	上記1・2に詰	亥当しない)		
			4					
消防用設			1	あり	2 なl			
備等	自動火災報	设知	1	あり	2 なし	<i></i>		

	タイプ 2	有/無	有/無	m²			
	タイプ3	有/無	有/無	m²			
	タイプ4	有/無	有/無	m²			
	タイプ5	有/無	有/無	m²			
	タイプ6	有/無	有/無	m²			
	タイプ7	有/無	有/無	m²			
	タイプ8	有/無	有/無	m²			
	タイプ9	有/無	有/無	m²			
	タイプ1	有/無	有/無	m²			
	0						
л		名甲宁甘	.π - ΓΔ±	#中宁/中宁	「人类中学	оол г	п+ Л

「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一時介護室」の別を記入。

	CHO/ 0				
共用施設	共用便所にお ける便房			うち男女別の対応が可能な便 房	ヶ所
	17 0 12/3			グ うち車椅子等の対応が可能な	ヶ所
			ヶ所	便房	
	共用浴室			個室	ヶ所
			ケ所	大浴場	ヶ所
	共用浴室にお			チェアー浴	ヶ所
	ける			リフト浴	ヶ所
	介護浴槽			ストレッチャー浴	ヶ所
			ヶ所	その他()	ヶ所
	食堂	1	あり	2 なし	
	入居者や家族	1	あり	2 なし	
	が利用できる				
	調理設備				
	エレベーター	1	あり (耳	国椅子 対応)	
		2	あり (フ	ストレッチャー対応)	
		3	あり(」	上記1・2に該当しない)	
		4	なし		
消防用設	消火器	1	あり	2 なし	
備等	自動火災報知	1	あり	2 なし	

	設備			
	火災通報設備	1 あり	2 なし	
	スプリンクラ	1 あり	2 なし	
	_			
	防火管理者	1 あり	2 なし	
	防災計画	1 あり	2 なし	
緊急通報	居室	便所	浴室	その他
装置等	1 あり	1 あり	1 あり	()
	2 一部あり	2 一部あり	2 一部あり	1 あり
	3 なし	3 なし	3 なし	2 一部あり
				3 なし
その他				

4.サービス<mark>等</mark>の内容 (全体の方針) 略

(介護サービスの内容) 特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生	入居継続支援加算	1	あり	2	なし
活介護の加算の対	生活機能向上連携加算	1	あり	2	なし
象となるサービス	個別機能訓練加算	1	あり	2	なし
体制の有無	夜間看護体制加算	1	あり	2	なし
	若年性認知症入居者受	1	あり	2	なし
	入加算				
	医療機関連携加算	1	あり	2	なし
	口腔衛生管理体制加算	1	あり	2	なし
	栄養スクリーニング加	1	あり	2	なし
	算				
	退院・退所時連携加算	1	あり	2	なし
	看取り介護加算	1	あり	2	なし
	認知症専 ()	1	あり	2	なし
	門ケア加()	1	あり	2	なし
	算				

	設備				
	火災通報設備	1	あり	2	なし
	スプリンクラ	1	あり	2	なし
	_				
	防火管理者	1	あり	2	なし
	防災計画	1	あり	2	なし
その他					

4. サービスの内容 (全体の方針) 略

(介護サービスの内容) 特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生	個別機能訓練加算	1	あり		2	なし		
活介護の加算の対	夜間看護体制加算	1	あり		2	なし		
象となるサービス	医療機関連携加算	1	あり		2	なし		
体制の有無	看取り介護加算	1	あり		2	なし		
	認知症専門ケア加算	()	1	あり		2	なし
		()	1	あり		2	なし
	サービス提供体制強	()(1	あり		2	なし
	化加算	()[]	1	あり		2	なし
		()	1	あり		2	なし
		()	1	あり		2	なし
人員配置が手厚い	1 あり	(1	護・	看護	職員の	2置率))	
介護サービスの実					: '	1		
施の有無	2 なし							

人員配置が手厚い 介護サービスの実		() [() () () () () () () ()	1 あり 1 あり 1 あり 1 あり 1 あり 1 あり 1 あり 1 あり	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	-					
施の有無 (医療連携の内容) (入居後に居室を住み(入居に関する要件) 5~10 略略	替える場合)	住み替えを 名		場合は省略 年	河能 略	日	(医療連携の内容) 略 (入居後に居室を住み替える場合) (入居に関する要件) 略 5~10 略 略	住み替えを行って 説明年月日		日

介護サービスの種類	Į		併設・隣接	事業所の名称	所在地
=====================================			<u>の状況</u>		
居宅サービス >	+12	45.1	/¥+0 7¥+÷	.	
訪問介護	あり	なし	併設・隣接	•	
訪問入浴介護	あり	なし	併設・隣接	•	
訪問看護	あり	なし	併設・隣接	· -	
訪問リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接	-	
居宅療養管理指導	あり	なし	併設・隣接	<u> </u>	
通所介護	あり	なし	併設・隣接	•	
通所リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接	-	
短期入所生活介護	あり	なし	併設・隣接		
短期入所療養介護	あり	なし	併設・隣接		
特定施設入居者生活介護	あり	なし	併設・隣接		
福祉用具貸与	あり	なし	併設・隣接		
特定福祉用具販売	あり	なし	併設・隣接		
世域密着型サービス >					
定期巡回・随中対応型訪問介	あり	なし	併設・隣接		
護看護					
夜間対応型訪問介護	あり	なし	併設・隣接		
地域密着型通所介護	あり	なし	併設・隣接		
認知症対応型通所介護	あり	なし	併設・隣接		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし	併設・隣接	•	
認知症対応型共同生活介護	あり	なし	併設・隣接		
地域密着型特定施設入居者	あり	なし	併設・隣接		
生活介護					
地域密着型介護老人福祉施	あり	なし	併設・隣接		
設入居者生活介護					
看護小規模多機能型居宅介	あり	なし	併設・隣接		
護					
	あり	なし	併設・隣接		

介護サービスの種類	Į		併設・隣接	事業所の名称	所在地	介護サ	ービスの種類			事業所の名称	所在地
			<u>の状況</u>			<居宅	サービス >				
居宅サービス>					<u> </u>	訪問	介護	あり	なし		
訪問介護	あり	なし	併設・隣接			訪問	l入浴介護	あり	なし		
訪問入浴介護	あり	なし	併設・隣接			訪問		あり	なし		
訪問看護	あり	なし	併設・隣接			訪問	リハビリテーション	あり	なし		
訪問リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接			居宅	源養管理指導	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし	併設・隣接			通所		あり	なし		
通所介護	あり	なし	併設・隣接			通所	リハビリテーション	あり	なし		
通所リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接			短期	入所生活介護	あり	なし		
短期入所生活介護	あり	なし	併設・隣接			短期	入所療養介護	あり	なし		
短期入所療養介護	あり	なし	併設・隣接			特定	流設入居者生活介護	あり	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	なし	併設・隣接			福祉	·····································	あり	なし		
福祉用具貸与	あり	なし	併設・隣接				福祉用具販売	あり	なし		
特定福祉用具販売	あり	なし	併設・隣接			< tbt或	····································		-		
<地域密着型サービス>							巡回·随勃克型訪問介	あり	なし		
定期巡回・随時対応型訪問介	あり	なし	併設・隣接			護和		05.7	<i>'</i> &'O'		
護看護							¹¹² 対応型訪問介護	 あり	なし		
夜間対応型訪問介護	あり	なし	併設・隣接				於17亿里的13万段 一一一一 密着型通所介護	あり	なし		
地或密着型通所介護	あり	なし	併設・隣接				远省主题が打破 症対応型通所介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし	併設・隣接				概念的心主题////Tie 概念機能型居宅介護	あり	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし	併設・隣接				旅文院型共同生活介護 定対応型共同生活介護	あり	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし	併設・隣接				施列心望共同主治 / i i i i i i i i i i i i i i i i i i	あり	なし		
地域密着型特定施設入居者	あり	なし	併設・隣接				还有型付 企 他放入店有 介護	עינש	なし		
生活介護							河護 密着型介護老人福祉施	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施	あり	なし	併設・隣接				(名有型)1護老人倫և他 居者生活介護	עינט	なし		
設入居者生活介護							后有主治기護 小規模多機能型居宅介	あり	なし		
看護小規模多機能型居宅介	あり	なし	併設・隣接				初州铁夕俄比尘后七川	עינש	なし		
護						護	- ' #- + -+□	+12	+>1		
	あり	なし	併設・隣接			居宅介	護文援 介護予防サービス>	あり	なし		

ション 介護予防居宅療養管理指導 あり なし 併設・隣接 介護予防通所リハビリテー あり なし 併設・隣接 介護予防短期入所療養介護 あり なし 併設・隣接 介護予防短期入所療養介護 あり なし 併設・隣接 介護予防福祉用具貸与 あり なし 併設・隣接 特定介護予防福祉用具販売 あり なし 併設・隣接 特定介護予防福祉用具販売 あり なし 併設・隣接 付護・隣接 付護・隣接 か護・予防・規模多機能型居 あり なし 併設・隣接 全方介護 介護予防・規模多機能型居 あり なし 併設・隣接 全方介護 介護予防・規模多機能型居 あり なし 併設・隣接 全方介護 介護予防・規模多機能型居 あり なし 併設・隣接 全方の支援 あり なし 併設・隣接 全方の支援 あり なし 併設・隣接 全方の支援 あり なし 併設・隣接 介護を人保健施設 あり なし 併設・隣接 介護を人保健施設 あり なし 併設・隣接 介護を養型医療施設 あり なし 併設・隣接 介護を養型医療施設 あり なし 併設・隣接 介護を廃棄型医療施設 あり なし 併設・隣接 介護医療院 あり なし 併設・隣接 介護医療院 あり なし 併設・隣接 介護医療院 あり なし 併設・隣接 介護医療院 あり なし 併設・隣接 介護医療院・日常生活支援総合事業 との養養の 日常生活支援総合事業 日本に対し、 日本に対し	
ション 介護予防短期入所生活介護 あり なし 併設・隣接 介護予防短期入所療養介護 あり なし 併設・隣接 介護予防特定施設入居者生 あり なし 併設・隣接 介護予防福祉用具貨与 あり なし 併設・隣接 特定介護予防福祉用具販売 あり なし 併設・隣接 小護予防認知症対応型通所 介護予防小規模多機能型居 あり なし 併設・隣接 全方 金 (併設・隣接 なし (併設・隣接 全方 本り なし (併設・隣接 (併設・隣接 イ護予防を提 あり なし (併設・隣接 (併設・隣接 (併設・隣接 (所護・所接 (所護・所接 (所護・所接 (所護・所接 (所護・所接 (所護・所接 (所護・所持度・所持度 (所護・所持度・所持度・所持度・所持度 (所能・所持度・所持度・所持度・所持度・所持度・所持度・所持度・所持度・所持度・所持度	
活介護	
 介護予防福祉用具貸与 あり なし 併設・隣接 特定介護予防福祉用具販売 あり なし 併設・隣接 く地域密着型介護予防サービス> 介護予防認知症対応型通所 あり なし 併設・隣接 介護予防小規模多機能型居 あり なし 併設・隣接 介護予防認知症対応型共同 あり なし 併設・隣接 介護予防認知症対応型共同 あり なし 併設・隣接 介護予防支援 あり なし 併設・隣接 介護保険施設> 介護老人保健施設 あり なし 併設・隣接 介護を人保健施設 あり なし 併設・隣接 介護を人保健施設 あり なし 併設・隣接 介護療養型医療施設 あり なし 併設・隣接 介護医療院 あり なし 併設・隣接 (対護・際財産) が護を療施設 あり なし 併設・隣接 所護を持型医療施設 あり なし 併設・隣接 所護を持つと療施設 あり なし 併設・隣接 (対護・所・日常生活支援総合事業) 	
特定介護予防福祉用具販売 あり なし	
く地域密着型介護予防サービス> 介護予防認知症対応型通所 介護 介護予防小規模多機能型居 宅介護 介護予防認知症対応型共同 生活介護 あり なし 併設・隣接 (併設・隣接) 介護予防支援 あり なし 併設・隣接 く介護保険施設> あり なし 併設・隣接 介護老人保健施設 介護を人保健施設 介護療養型医療施設 の対しなし 併設・隣接 介護療養型医療施設 あり なし 併設・隣接 介護療養型医療施設 あり なし 併設・隣接 所護を際院 本り なし 併設・隣接 介護を際院 あり なし 併設・隣接 所護を、	
介護予防認知症対応型通所 あり なし 併設・隣接 介護予防小規模多機能型居 あり なし 併設・隣接 宅介護 介護予防認知症対応型共同 あり なし 併設・隣接 生活介護 介護予防支援 あり なし 併設・隣接 く介護保険施設 あり なし 併設・隣接 介護老人福祉施設 あり なし 併設・隣接 介護を人保健施設 あり なし 併設・隣接 介護を人保健施設 あり なし 併設・隣接 介護療養型医療施設 あり なし 併設・隣接 介護療務院 あり なし 併設・隣接 小護・ア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
介護 介護予防小規模多機能型居 あり なし 併設・隣接 字介護 介護予防認知症対応型共同 あり なし 併設・隣接 生活介護 介護予防支援 あり なし 併設・隣接 く介護保険施設 あり なし 併設・隣接 介護老人福祉施設 あり なし 併設・隣接 介護老人保健施設 あり なし 併設・隣接 介護療養型医療施設 あり なし 併設・隣接 介護療療院 あり なし 併設・隣接 介護を療院 あり なし 併設・隣接 介護を済施設 あり なし 併設・隣接 介護を済施設 あり なし 併設・隣接 介護を済施さ あり なし 併設・隣接 介護を済施さ あり なし 併設・隣接	
宅介護	
介護予防認知症対応型共同 あり なし 併設・隣接 介護予防支援 あり なし 併設・隣接 く介護保険施設 > あり なし 併設・隣接 介護老人保健施設 あり なし 併設・隣接 介護療養型医療施設 あり なし 併設・隣接 介護医療院 あり なし 併設・隣接 <介護予防・日常生活支援総合事業 >	
生活介護 あり なし 併設・隣接 〈介護予防支援 あり なし 併設・隣接 〈介護老人福祉施設 あり なし 併設・隣接 介護老人保健施設 あり なし 併設・隣接 介護療養型医療施設 あり なし 併設・隣接 介護医療院 あり なし 併設・隣接 < 介護予防・日常生活支援総合事業 >	
介護予防支援 あり なし 併設・隣接 <介護保険施設 > あり なし 併設・隣接 介護老人保健施設 あり なし 併設・隣接 かじ なし 併設・隣接 介護療養型医療施設 あり なし 併設・隣接 かじ なし 併設・隣接 <介護医療院 あり なし 併設・隣接	
< 介護保険施設 > あり なし 併設・隣接 介護老人保健施設 あり なし 併設・隣接 かじ なし 併設・隣接 介護療養型医療施設 あり なし 併設・隣接 かじ なし 併設・隣接 介護医療院 あり なし 併設・隣接 なし 併設・隣接	
介護老人福祉施設 あり なし 併設・隣接 介護老人保健施設 あり なし 併設・隣接 介護療養型医療施設 あり なし 併設・隣接 介護医療院 あり なし 併設・隣接 <介護予防・日常生活支援総合事業 >	
介護老人保健施設 あり なし 併設・隣接 介護療養型医療施設 あり なし 併設・隣接 介護医療院 あり なし 併設・隣接 < 介護予防・日常生活支援総合事業 >	
介護療養型医療施設 あり なし 併設・隣接 介護医療院 あり なし 併設・隣接 <介護予防・日常生活支援総合事業>	
介護医療院 あり なし 併設・隣接 <介護予防・日常生活支援総合事業 >	
<介護予防・日常生活支援総合事業>	
- 177711	
<u>訪問型サービス</u> <u>あり</u> <u>なし</u> <u>併設・隣接</u>	
<u>通所型サービス</u> <u>あり</u> <u>なし</u> <u>併設・隣接</u>	
<u>その他の生活支援サービス</u> <u>あり</u> <u>なし</u> <u>併設・隣接</u>	

	介護予防訪問入浴介護	あり	なし	
	介護予防訪問看護	あり	なし	
	介護予防訪問リハビリテー	あり	なし	
	ション			
	介護予防居宅療養管理指導	あり	なし	
	介護予防通所リハビリテー	あり	なし	
	ション			
	介護予防短期入所生活介護	あり	なし	
	介護予防短期入所療養介護	あり	なし	
	介護予防特定施設入居者生	あり	なし	
	活介護			
	介護予防福祉用具貸与	あり	なし	
	特定介護予防福祉用具販売	あり	なし	
<	地域密着型介護予防サービス	>		
	介護予防認知症対応型通所	あり	なし	
	介護			
	介護予防小規模多機能型居	あり	なし	
	宅介護			
	介護予防認知症対応型共同	あり	なし	
	生活介護			
ĵὶ	護予防支援	あり	なし	
<	介護保険施設>			
	介護老人福祉施設	あり	なし	
	介護老人保健施設	あり	なし	
	介護療養型医療施設	あり	なし	
	介護医療院	あり	なし	

別	添2 有料老人 が	<u>-Δ·</u>	ナービス	付き高	幹者向け	住宅が	提供す	るサー	ピスの一	覧表
特	定施設入居者生活介	護(地域	密着型・	介護予防	を含む) (が指定の	有無		なし	あり
		特定施	公居者	個別の	利用料で、	実施する	るサービ	ス		
					当が全額	包含	都度			
		実施する	るサービ	負担)		2	2	料	備	考
		ス						金	l'H3	7
			計一部負					3		
_	*#++ 12=	担 1)							
ונ ו	護サービス	+>1	+12	+>1	+12					
	食事介助	なし	あり	なし	あり					
	排泄介助・おむつ 交換	なし	あり	なし	あり					
	おむつ代			なし	あり					
	入浴(一般浴)介 助・清拭	なし	あり	なし	あり					
	特浴介助	なし	あり	なし	あり					
	身辺介助(移動・ 着替え等)	なし	あり	なし	あり					
	機能訓練	なし	あり	なし	あり					
	通院介助	なし	あり	なし	あり				付添い	ができる
										確化する
生	活サービス				•					
	居室清掃	なし	あり	なし	あり					
	リネン交換	なし	あり	なし	あり					
	日常の洗濯	なし	あり	なし	あり					
	居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり					
	入居者の嗜好に 応じた特別な食 事			なし	あり					
	おやつ			なし	あり					
	理美容師による 理美容サービス			なし	あり					
	買い物代行	なし	あり	なし	あり				利用で を明確化で	きる範囲 すること
	役所手続き代行	なし	あり	なし	あり					
	金銭・貯金管理			なし	あり					
健	康管理サービス									
	定期健康診断			なし	あり					年 回な

持定施設入居者生活 了	護(地域	密着型・	介護予防	を含む) (り指定の	有無		なし	あり
	特定施語	设入居者	個別の	利用料で、	実施する	3サービ.			
	生活介語	雙費で、	(利用	当が全額	包含	都度			
	実施する	るサービ	負担)		2	2	料	備	考
	ス						金	押	~5
		当一部 負					3		
	担 1)							
護サービス									
食事介助	なし	あり	なし	あり					
排泄介助・おむつ 交換	なし	あり	なし	あり					
おむつ代			なし	あり					
入浴(一般浴)介 助・清拭	なし	あり	なし	あり					
特浴介助	なし	あり	なし	あり					
身辺介助(移動・	なし	あり	なし	あり					
着替え等)	451	+12	451	+12					
機能訓練	なし	あり	なし	あり				(土)エリ	10
通院介助	なし	あり	なし	あり				刊添い 範囲を明 こと	ができる 確化する
活サービス		•		•					
居室清掃	なし	あり	なし	あり					
リネン交換	なし	あり	なし	あり					
日常の洗濯	なし	あり	なし	あり					
居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり					
入居者の嗜好に 応じた特別な食 事			なし	あり					
おやつ			なし	あり					
理美容師による			なし	あり					
理美容サービス									
買い物代行	なし	あり	なし	あり				利用でを明確化す	きる範囲 すること
役所手続き代行	なし	あり	なし	あり					
金銭・貯金管理			なし	あり					
	r -	•							
康管理サービス									

健康相談	なし	あり	なし	あり				
生活指導·栄養指	なし	あり	なし	あり				
導								
服薬支援	なし	あり	なし	あり				
生活リズムの記	なし	あり	なし	あり				
録(排便·睡眠等)								
退院時・入院中の								
ービス								
入退部時の同行	なし	あり	なし	あり				付添いができる
								範囲を明確化する
								こと
入院中の洗濯物	なし	あり	なし	あり				
交換・買い物								
入院中の見舞い	なし	あり	なし	あり				
訪問								
	生活指導・栄養指導 服薬支援 生活リズムの記録(排便・睡眠等) 退院時・入院中の ービス 入退院時の同行 人院中の洗濯物 交換・買い物 入院中の見舞い	生活指導・栄養指 導 服薬支援 なし 生活リズムの記 なし 銭(排便・睡眠等) 退院時・入院中の ービス 入退別時の同行 なし 入院中の洗濯物 なし 交換・買い物 入院中の見舞い なし	生活指導・栄養指 導 服薬支援 なし あり 生活リズムの記 なし あり 録(排便・睡眠等) 退院時・入院中の ービス 入退院時の同行 なし あり 入院中の洗濯物 なし あり 交換・買い物	生活指導・栄養指 なし あり なし 導 服薬支援 なし あり なし 生活リズムの記 なし あり なし 録(排便・睡眠等) 退院時・入院中のービス 入退院時の同行 なし あり なし 入院中の洗濯物 なし あり なし 交換・買い物 入院中の見舞い なし あり なし	生活指導・栄養指導 なしありなしあり 服薬支援 なしありなしありなしあり 生活リズムの記録(排便・睡眠等) なしありなしありなしあり 退院時・入院中の一ビス なしありなしありなしありなしありなり 入院中の洗濯物交換・買い物入院中の見舞いなしありなしありなしあり	生活指導・栄養指 なし あり なし あり は あり は あり なし あり と なし あり なし あり なし あり なし あり 交換・買い物 入院中の見舞い なし あり なし あり なし あり	生活指導・栄養指導 なしありなしあり 服薬支援 なしありなしあり 生活リズムの記録 付便・睡眠等) なしありなしありなしあり 退院時・入院中の一ビス なしありなしありなしあり 入限中の洗濯物交換・買い物 なしありなしありなしありなしありなしあり 入院中の見舞いなしありなしあり	生活指導・栄養指導 なしありなしあり 服薬支援 なしありなしあり 生活リズムの記録(排便・睡眠等) なしありなしありなしあり 退院時・入院中の一ビス なしありなしありなしあり 入院中の洗濯物交換・買い物 なしありなしありなしあり 入院中の見舞いなしありなしあり

	健康相談	なし	あり	なし	あり		
	生活指導·栄養指	なし	あり	なし	あり		
	導						
	服薬支援	なし	あり	なし	あり		
	生活リズムの記	なし	あり	なし	あり		
	録排便·睡眠等)						
λ	退院時・入院中の						
サ	ービス						
	<u>移送サービス</u>	<u>なし</u>	<u>あり</u>	<u>なし</u>	<u>あり</u>		
	入退院時の同行	なし	あり	なし	あり		付添いができる
							範囲を明確化する
							こと
	入院中の洗濯物	なし	あり	なし	あり		
	交換・買い物						
	入院中の見舞い	なし	あり	なし	あり		
	訪問						